

10月27日(日)は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官 国民審査 の投票日です!

当日投票は午前7時から午後8時までです

投票は3種類です

《選挙区選挙》

あさぎ色
(投票用紙)

「候補者名」

《比例代表選挙》

ピンク色
(投票用紙)

「政党名」

《国民審査》

うぐいす色
(投票用紙)
にとや
だ思め
けうさ
「×」裁
一判た
官い

投票できる人は

平成18年10月28日までに生まれた人(満18歳以上)で、令和6年7月14日以前に住民登録の届出を行い、引き続き神崎市に住所を有する方。
(最近、転出された方は、一定の条件のもと、神崎市において投票することができます。)

詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。
TEL37-0100

投票入場券は

はがきにより郵送いたします。
「投票できるのに」と思われる方で、投票入場券が届かないときは、選挙管理委員会までお問い合わせください。 TEL37-0100

※ご家族分が一緒に届かない場合があります。
※受付の際、本人確認をするためのものですが、紛失したり忘れたりしても投票することができます。本人確認ができるものをお持ちください。

投票所は

当日投票は、入場券に書いてある投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

開票所は

開票事務は、午後9時より神崎市中央公民館にて行います。

町名	投票所(施設名)	投票区域
神 崎 町	第1投票所 (神埼小学校講堂)	二丁目、三丁目、四丁目、西小津ヶ里(旧枝ヶ里)、小津ヶ里、永歌、大門、本堀、野目ヶ里、荒堅目、蔵戸、曾根ヶ里、神納、本告牟田、池辺田、山田、鶴田
	第2投票所 神崎市役所 1階ロビー	一丁目、協和町、出来町、大依、駅ヶ里、田道、駅通り、平ヶ里、猪面、利田、犬の目、鶴西
	第3投票所 (仁比山小学校講堂)	鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、城原、朝日、竹原、志波屋、東山、三谷、的、小湊、仁比山
	第4投票所 (B&G海洋センター)	尾崎東分、岩田、唐香原、平山、野寄、野田、川寄、柏原、二子、八子
	第5投票所 (西郷小学校講堂)	横武、上六丁、下六丁、戸井土、尾崎西分、伏部
	第6投票所 (姉川東分公民館)	莞牟田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分
千 代 田 町	第1投票所 (千代田交流センター 1階ホール)	上直鳥、下直鳥、姉、乙南里、新宿、大石、下黒井、上黒井、十条、嘉納、丙太田、丁太田、上地、こすもす苑、ゆとり、詫東、詫西、高志、下板、藤西、又南里、藤東
	第2投票所 (千代田西部小学校体育館)	原の町、境原、上犬童、下犬童、餘江、川崎、東野ヶ里、上西、下西、仲田町団地、仁戸田
	第3投票所 (千代田東部小学校体育館)	黒津、崎村、下神代、上神代、快樂、渡瀬、龍尾、柳島、大島、迎島、出来島、中津、大野、林慶、小鹿、用作、柴尾、小森田
脊 振 町	第1投票所 (脊振交流センター 1階多目的室1)	広滝東、広滝西、広滝下、鹿路の一部(旧東鹿路)
	第2投票所 (ふれあい館せせらぎ)	岩政倉今(旧岩屋、旧政所、旧倉谷)
	第3投票所 (鹿路公民分館)	鹿路の一部(旧鹿路上、旧鹿路下、旧大楮)
	第4投票所 (ひのさと)	鳥羽院(旧鳥羽院上、旧鳥羽院下)
	第5投票所 (服巻公民分館)	一番ヶ瀬(旧一番ヶ瀬下、旧一番ヶ瀬上)、頭服(旧服巻、旧頭野)
	第6投票所 (久保山消防詰所)	久保山(旧白木、旧竜作、旧犬井谷、旧古賀ノ尾、旧田中、旧伊福、旧一谷)、脊振山頂自衛隊

※脊振町第2～第6投票所は、午前7時から午後6時までです。

※投票上の注意

投票用紙には、記載する場所に貼られている掲示物を見ながら正確に書きましょう。それ以外の文字や記号は書かないでください。
(大切な一票が無効になる場合があります。)

10月27日（日）は投票日です

期日前投票も便利です

期日前投票は、午前8時30分から午後8時までです

期日前投票とは

投票日当日に、何らかの用事がある方が、投票所で前もって投票できる制度です。期間、場所は次のとおりです。

(1) 投票の期間

10月16日(水)～10月26日(土)

・午前8時30分から午後8時まで

(2) 投票の場所

- 神崎市役所本庁1階 多目的会議室
- 千代田交流センター(千代田支所)1階 多目的室1-1
- 脊振交流センター(脊振支所)1階 多目的室1

※上記の3会場のどちらでも期日前投票ができます。

事前に入場券の裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」に住所や氏名等を記入してご持参いただくことにより、期日前投票所での受付が短時間でできます。

これまでどおり期日前投票所にも宣誓書は備え付けておりますので、受付時に記入していただくこともできます。

なお、選挙当日(10月27日)に投票される方は、宣誓書への記入は不要です。

※指定病院等に入院されている方は、病院等で投票できますので、病院の方に申し出てください。手続き等で、わからない点がありましたら、電話でお早めにお問い合わせください。

TEL 37-0100

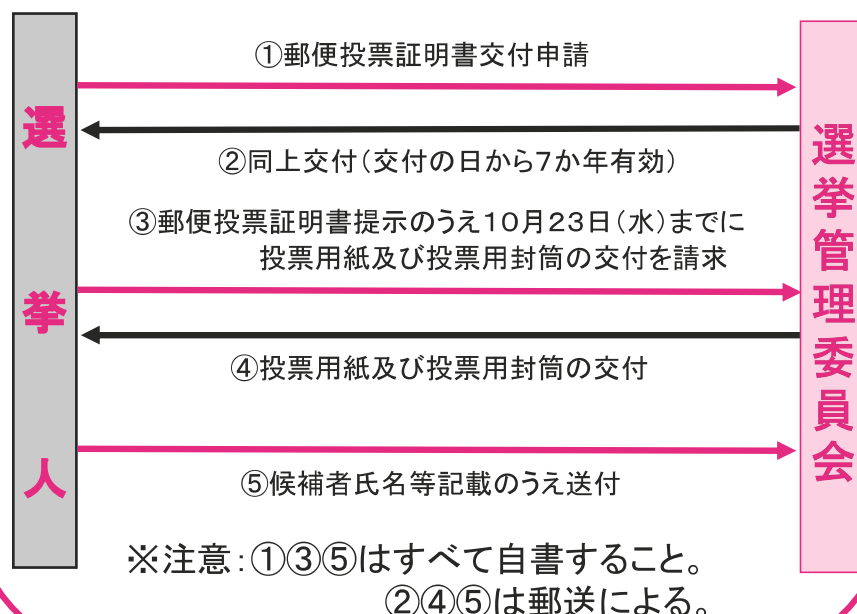
郵便等による不在者投票とは

次に該当する方が、自宅で郵便を利用して投票できる制度です。ただし、事前の登録手続きが必要です。
身障者手帳又は、戦傷病者手帳をお持ちの方で、

- (1) 両足等に障がいがある人
(障がい程度1～2級又は、特別項症～第2項症)
- (2) 心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸に著しい障がいがある人
(障がい程度1～3級又は、特別項症～第3項症)
- (3) 免疫機能に障がいがある人(障がい程度1～3級)
- (4) 要介護状態(要介護5)

※詳しくは、選挙管理委員会へ早めにおたずねください。
なお、今回の手続き期限は10月23日(水)までです。

郵便等による不在者投票手続順序



午前8時30分から午後8時まで期日前投票ができます。

夜8時までなら、会社帰りに期日前投票ができる!



レジャーなどの私用で、投票日に投票区内にいない方も、期日前投票ができます。



何らかの用務で、投票区外に行くときは、期日前投票ができます。

投票日は釣りの予定だから、期日前投票をしておこう!

自営業の方などや、冠婚葬祭などの予定がある方も、期日前投票ができます。

お店や職場が投票区内の場合でも期日前投票ができます。

期日前投票ができるから、お店を休まなくてすむわ!



出かけるときは忘れずに!!

※ 選挙に関するお問い合わせは……神崎市選挙管理委員会(総務課総務係)まで!! (TEL37-0100)